

「電子書籍に対応する出版者の権利」

に関する緊急アピール

電子書籍が広く読者に読まれる時代に対応して、政府による著作権法改正の作業が進められています。平成26年1月に始まる第186回通常国会（予定）において改正法案が審議されると予想される今、企画から販売まで一貫して出版行為に責任を持つ出版者自らが、電子書籍の普及を促し、横行するデジタル海賊版に対抗するための有効な手だてが改正案に盛り込まれるべきだと考えます。

具体的には、以下の2点を私たち出版界として要望します。

著作者と出版者との間で交わされる出版契約において、紙の本に関して設定される現行の著作権が、電子書籍にも一体として適用できるようになることを強く望みます。いうまでもなく、著作者の意向によっては紙と電子を別々の契約にできることが重要だと考えます。

現在の著作権法の下では、紙の本や雑誌をスキャンしたデジタル海賊版による著作権侵害に対しては著作者本人のみが対抗でき、出版者には対抗する法的根拠が与えられていません。雑誌を含めできるだけ幅広い出版物に関して、実務的に有効な海賊版対抗策を出版者自らがとれるような法改正を強く望みます。

私たちは、本や雑誌の企画から編集、制作、宣伝、販売という一連の「出版を引き受ける者」として、より開かれた豊かな日本の出版文化を盛り立て、もって社会的責務を全うすべく努力を重ねる所存です。

以 上

平成25年11月

日本書籍出版協会

日本雑誌協会

日本電子書籍出版社協会

日本出版インフラセンター